

大和市障がい者福祉計画（障がい者福祉計画・障がい福祉計画）

1. 計画の目的

障がいのある人、一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会の実現のために、本市における障がい福祉施策の基本的な方向性を定め、必要な施策を着実に推進していくことを目的として、平成21年度に策定しました。

2. 計画の位置づけ

市町村における障がい者の福祉に係る計画には、障害者基本法第9条の規定に基づく「市町村障害者計画」と障害者自立支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」の二つの法定計画があります。本計画における「障がい者福祉計画」は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と位置づけ、「障がい福祉計画」は、障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」位置づけます。

「障がい者福祉計画」は、施策全般にわたり、本市の障がい者のニーズや課題をまとめ、取り組むべき施策の方向性について定めており、基本計画としての性格を有しています。「障がい福祉計画」は、地域の実情に合わせて、自立支援給付や地域生活支援事業を提供するための体制が具体的かつ計画的に図られるよう、数値目標及びサービス見込み量等を定めており、実施計画としての性格を有しています。

本市では、この二つの法定計画を、調和のとれた一体的な計画となるよう「大和市障がい者福祉計画」として策定しました。

ポイント

計画名	根拠法	定める事項	性格
障がい者福祉計画	障害者基本法	取り組むべき障がい者施策の方向性	基本計画
障がい福祉計画	障害者自立支援法	数値目標及びサービス見込み量等	実施計画

3. 計画の期間

昨年度、障がい福祉計画(第3期)(平成24年度～平成26年度)3カ年計画として策定され、今年度はその進行管理等を行います。

年度	22	23	24	25	26
障がい者福祉計画					
障がい福祉計画					